

重要

必ず最後までお読みください

令和8年(2026年)度版
滋 賀 県

保護者の皆様

小児慢性特定疾病医療受給者証の更新申請手続について（お知らせ）

現在お持ちの「小児慢性特定疾病医療受給者証」の有効期間が間もなく満了します。引き続き小児慢性特定疾病医療費の公費助成を希望される場合は、下記により更新の手続きをされますようご案内します。なお、受給者証の更新には審査があります。

※審査についての詳細は別添の『よくあるご質問 11 ページ(Q38～39)』をご確認ください。

記

1 申請受付期間をご確認ください

有効期間満了日の2か月前（消印有効）までに申請をお願いします。

※2か月前を過ぎてからの提出の場合、新しい受給者証が届くのは、お手持ちの受給者証の有効期間満了後になり、受給者証がお手元にない期間が発生します。

お持ちの受給者証の有効期間満了日	更新申請書類の提出期間（消印有効）	新しい受給者証の交付予定日
令和8年9月30日の方	令和8年7月31日まで	9月末まで
	令和8年8月1日～9月30日	10月以降
	令和8年10月1日以降	更新不可
令和8年12月31日の方	令和8年10月31日まで	12月末まで
	令和8年11月1日～12月31日	令和9年1月以降
	令和9年1月1日以降	更新不可
令和9年3月31日の方	令和9年1月31日まで	令和9年3月末まで
	令和9年2月1日～3月31日	令和9年4月以降
	令和9年4月1日以降	更新不可
令和9年6月30日の方	令和9年4月30日まで	令和9年6月末まで
	令和9年5月1日～6月30日	令和9年7月以降
	令和9年7月1日以降	更新不可

- ・受給者証の有効期間満了日の翌日以降は「更新申請」の受付はできません。再度認定を受けるためには「新規申請」の扱いとなるためご注意ください。
- ・ただし、18歳以上の方については更新申請のみとなり、新規申請はできませんのでご注意ください。
- ・20歳を迎える方の更新の認定の有効期間は20歳の誕生日の前日までです。20歳以降も継続して治療が必要な場合、病気によっては指定難病等の他の医療費助成が受けられる場

合があります。

- ・申請内容によって、受給者証の交付までに3か月以上かかる場合があります。

※詳細は、『よくあるご質問3ページ(Q8～10)』をご確認ください。

2 主治医（小児慢性特定疾病指定医）に 「医療意見書」の作成を依頼してください

- ・作成には一定期間かかりますので、余裕を持って医療機関に依頼してください。

3 申請書類をご準備ください

- ・詳細は、『チェックリスト』および『よくあるご質問4～9ページ(Q11～33)』をご確認ください。
- ・申請書類は全て揃ってから提出してください。
書類が揃っていない場合、返却させていただくことがあります。
- ・申請内容によって、追加の提出書類をお願いする場合があります。

4 同封の返信用封筒により、滋賀県庁宛に特定記録郵便でお送りください

- ・郵便局でお手続きをお願いします。

※詳細は『よくあるご質問2ページ(Q3～6)』をご確認ください。

■更新手続きに関するお問い合わせ先・書類提出先

滋賀県受給者証更新コールセンター
月～金（祝日除く）午前9：00～午後5：00

電話：077-528-3669

メール：eg00031@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

健康しが推進課 難病・小児疾病係内

お電話いただく前に、
別添『よくあるご質問』の
ご確認をお願いします。



- ・各種様式については滋賀県のホームページにも掲載しております。「滋賀県 小慢」と検索、または右のQRコードよりアクセスしてください。
- ・県内（大津市を除く）の指定医療機関および指定医の一覧は滋賀県のホームページ（右のQRコード）から確認できます。

県HP

